

(別紙)

生理処理用ナプキン及び生理用タンポン並びに生理用カップの広告自粛要綱 新旧対照表

※ 傍線を付した箇所が改正部分である

改正後	現 行
<p data-bbox="226 472 1099 560">生理処理用ナプキン及び生理用タンポン並びに生理用カップの広告自粛要綱</p> <p data-bbox="226 560 1099 611">前書</p> <p data-bbox="226 611 1099 802">生理処理用ナプキン及び生理用タンポン並びに生理用カップの広告は、<u>医薬部外品及び医療機器の特殊性</u>に則し、かつ公序良俗を本旨とした<u>広告倫理の基盤</u>に立ち、<u>公衆衛生の維持増進</u>に寄与するとともに適正なる<u>効能、効果を周知</u>することを目的とする。</p> <p data-bbox="226 802 1099 994">そのためには、<u>広告に対する正しい理解と認識を妨げ、真実な広告の発展を阻む広告の排除に努めねばならず</u>、<u>医薬品医療機器等法の規定のほか、医薬品等適正広告基準を遵守すべきは勿論であるが、常に正しい倫理観をもって生理処理用品の信頼を高める必要である。</u></p> <p data-bbox="226 994 1099 1137">上述の目的を達成するため、ここに従前の広告自粛要綱を下記のとおり改定し、その実践を申し合わせるものとする。</p> <p data-bbox="226 1137 1099 1189">記</p> <p data-bbox="226 1189 1099 1335">1. <u>生理処理用品の広告を行う者は、使用者が当該製品等を適正に使用</u></p>	<p data-bbox="1099 472 1971 560">生理処理用品及び月経処理用タンポン広告自粛要綱</p> <p data-bbox="1099 560 1971 611">前書</p> <p data-bbox="1099 611 1971 802">生理処理用品（生理用ナプキン）及び月経処理用タンポンの広告は、<u>医薬部外品及び医療用具の特殊性</u>に則し、かつ公序良俗を本旨とした<u>広告論理の基盤</u>に立ち、<u>公共の福祉と生理衛生の向上</u>に寄与するとともに適正なる<u>効能、効果を知らしむ</u>ことを目的とする。</p> <p data-bbox="1099 802 1971 898">広告に対する正しい理解と認識を妨げ、<u>真実な広告の発展を阻む広告の排除に努めねばならない。</u></p> <p data-bbox="1099 898 1971 1042">広告宣伝については薬事法の規定のほか、<u>医薬品等適正広告基準を遵守すべきは勿論であるが常に正しい倫理観をもって本製品の信頼を高めることが必要である。</u></p> <p data-bbox="1099 1042 1971 1137"><u>今般上述の目的を達成するため、ここに自粛要綱を下記のとおり定め、その実践を固く申し合わせるものとする。</u></p> <p data-bbox="1099 1137 1971 1189">記</p> <p data-bbox="1099 1189 1971 1335">1. テレビ、ラジオについては下記により実施すること。</p>

<p><u>することができるよう、正確な情報の伝達を努め、テレビ、ラジオ広告についての時間制限は原則、撤廃する。</u></p> <p>2. <u>児童向け番組における広告を行わないこと</u></p> <p>3. <u>著しく不快や不安を与え、品位を損ない又は傷つけるおそれのある表現の広告を行わないこと。</u></p> <p>4. <u>月経期間中に普段以上に激しい運動が可能であるような広告宣伝は行わないこと。</u></p> <p>5. <u>大衆の射幸心をそそるような広告を行わないこと。</u></p> <p>6. この申し合わせに抵触、もしくは逸脱するおそれのある企画については、あらかじめ<u>(一社)日本衛生工業連合会</u>に相談の上、実施に移すこと。</p> <p>7. 本広告自粛要請は必要に応じ改正を行う。</p>	<p>1) 実施時間は下記時間を除くこと。 イ) 8時30分以前 ロ) 自12時～至13時 ハ) 自18時～至20時</p> <p>2) 児童向け番組における広告は上記時間にかかわらず行わないこと。</p> <p>2. 大衆の射幸心をそそるような広告を行わないこと。</p> <p>3. 製品の信頼と品位を傷つけるような広告を行わないこと。</p> <p>4. 月経期間中に激しい運動（激しい競泳、飛び込み及び水中での跳躍など）も可能であるような広告宣伝は行わないこと。</p> <p>5. 月経期間中に冷たすぎる水、長時間の水泳が可能であるような広告宣伝は行わないこと。</p> <p>6. この申し合わせに抵触、もしくは逸脱するおそれのある企画については、あらかじめ日本衛生工業連合会に相談の上、実施に移すこと。</p> <p>(新設)</p>
---	---